

児童生徒又はその同居家族及び職員は、PCR検査等で「陽性」が判明した場合は、必ず学校に報告してください。

新型コロナウイルス感染

① 児童生徒及び職員の感染が判明した場合

学校が「濃厚接触者リスト」をもとに調査を行い、学校医（状況により、保健所・学校教育課）に相談して、濃厚接触者を特定する。

＜校内に濃厚接触者を特定した場合＞

- ・保護者に連絡して、濃厚接触者を下校させる。
- ・濃厚接触者が複数いた場合は、その状況に応じて該当学級・学年・学校の児童生徒を下校させることもある。その後、学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休校の判断をする。（文書及びメール配信）

＜校内に濃厚接触者がいない場合＞

- ・教育活動を継続させる。
- ・濃厚接触者に特定はしないが、感染の可能性がある児童生徒については、個別に保護者に連絡する。

【感染の広がりが懸念される場合】

在籍校は、学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休業

- ・該当児童生徒及び職員は、入院・自宅待機（出席・出勤停止）
- ・濃厚接触者と疑われる児童生徒・職員は、自宅待機

同居の兄弟姉妹等が通う他校種の学校は、通常登校

- ・兄弟姉妹は、自宅待機（出席停止）

② 児童生徒または職員が濃厚接触者に特定された場合あるいは同居家族の感染が判明した場合

在籍校は、通常登校

- ・該当児童生徒は、自宅待機（出席停止）
- ・該当職員は、自宅待機（出勤停止）

③ 児童生徒または職員の同居家族が濃厚接触者に特定された場合

在籍校は、通常登校

- ・該当児童生徒は、自宅待機（出席停止）
- ・該当職員は、自宅待機（出勤停止）

◎ 学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休業期間（①②）

- ・濃厚接触者の特定や消毒等、安全が確認されるまで。

◎ 出席停止の期間（①②）

＜感染した場合＞

- ・保健所や医療機関の指示による。

＜濃厚接触者に特定された場合＞

ア 感染者と最後に濃厚接触した日（感染対策を講じた日）の翌日から起算して7日間

イ 感染者の発症日（無症状の場合は、検体採取日）または感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日として、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目から解除

＜濃厚接触者に特定されなかったが、感染の可能性がある場合＞

- ・特定されないと明確になる日まで。

◎出席停止の期間（③）

○児童生徒・職員がPCR検査や抗原定性検査キット等で陰性を確認されるまでの間

（状況によっては、数日様子を見ることも必要）
※陰性が確認されても、その後に発熱等の症状が出ることがあるため、感染が疑われる症状が出たときは、医療機関を受診する。

※濃厚接触者に発熱等の症状が出たときは、出席停止。